

行政ニーズに対応したファンディングシステムに関する調査

(公社)科学技術国際交流センター 理事 國谷 実

本報告は本編3部よりなり、「第1部 科学技術政策と公共技術」では、「1. 政府研究開発投資の拡大」～「3. 今後の科学技術政策のポイント」でイノベーションの達成が進んでいないことにより、近年の政府科学技術投資が頭打ちとなっていることを指摘した。

この問題提起を踏まえて、「4. 公共技術と社会技術」では、イノベーションを実現するための手法研究として、イノベーションの発現の仕方から公共技術と民生技術に着目して研究を進めることを提案した。「公共技術」とは「最終的には行政部局（中央官庁及び自治体）がユーザーとなる技術」、「民生技術」とは「①以外の技術」と定義した。イノベーションのシステムを研究するにあたりアクターの数少なく明確である公共技術の方が検証しやすいからである。そこでこの公共技術の実例として、JSTの「社会技術研究開発システム」の中の例を取り上げることとしたものである（社会技術は公共技術に似ているが厳密な意味では異なっており、こうした厳密な要件にかなう技術を本論では例として取り上げることとした）。

「第2部 社会技術の発生と発展」では、13年1月に発足した文部科学省のイニシアティブとして、平成13年7月に創設された「社会技術研究開発システム」の発案から検討プロセス、運営の仕組みの確立を経て初期社会技術研究開発システムの立ち上がるまでを制度的にとらえたものである。しかし社会技術の歴史は激変しており、検討主体が科学技術庁から文部科学省に移動していること、当初検討・実施の中心となった原研が抜けてJSTの単独運営となったこと、また当初中心をなしていたミッション・プログラムが廃止となり公募型プログラムが中心となるなど、他のどの制度にもまして大きな変化を遂げていると思われる。特に、初期の検討に当たって中心となった原研が離脱したことは歴史研究の上でも不都合が生じた。

そこで、様々な文献調査と、関係者のインタビューにより、社会技術研究の意味は何か→社会技術はなぜ生まれたか→社会技術はどのように検討され科学技術庁イニシアティブになったか→社会技術研究システムはどう運営されたか→そして社会技術はいかに展開・変容したかを探ったものである。

特に、「社会技術はなぜ生まれたか」に関して、ソフト系科学技術の推進（人文科学と自然科学の融合）、巨大事故の発生（原子炉事故・ロケット事故）と対策、科学技術庁と文部省の統合等が大きな要素となっていたことは忘れがちである。

また「社会技術はどのように検討されたか」については、平成11年度からの社会技術勉強会（結城科学審議官主催）、原研「社会技術検討タスクフォース」、「社会技術の研究開発の進め方に関する研究会」（吉川弘之委員長）、科学技術基本施策研究会（結城科学審議官主催）を経て予算措置が講ぜられており、社会技術の理念、分野、組織体制が一体となって検討されたことはあまり知られておらず、文献も散逸しているのが現状である。

「第3部 高齢化プロジェクトの事例研究」は、このようなユニークな性格を持つ社会技術研究開発事業の中で平成22年度から開始された「コミュニティで創る新しい高齢社

会のデザイン」研究開発領域とその課題に関する分析である。高齢福祉行政は、平成 22 年前後から画期的な変貌を遂げており、こうした激変する行政と、国民的なニーズの高まりのある高齢領域研究は多くの課題や示唆に満ちているところから、この領域を取り上げたものである。

そうした中で、戦後の高齢福祉行政の変遷、その中でもユニークな「地域包括医療システム」という新システムが地方の 1 機関で発案され、国策へ反映してゆくプロセスをたどるとともに、なおかつ現存する地域包括ケアシステムの問題を検討したものである。

高齢福祉に関する技術は、まさに「最終的には行政部局（厚生労働省及び市町村の医療・介護福祉部門）がユーザーとなる技術」であり、典型的な公共技術である。のみならず、中央官庁及び地方自治体のそれまで独立していた医療部門・介護部門・健康部門が統合されねばならない行政課題を持っている。21 世紀にあって最もダイナミックな変革が求められている行政分野といえることができる。

こうした、何十年に一度の高齢福祉行政の変革——新たな地域包括ケアシステムの出現時期に重なる形で社会技術研究開発事業の高齢領域が開始になったのは、高齢領域研究にとっても極めて時宜を得たものとなっている。そしてこれはまた、我々の行う本調査研究に当たっても、絶妙のタイミングでのデータ——市町村における研究開発の実装に関する意識と課題をタイムリーに把握でき研究を深めることができたと考える。

結論的には、この事例調査研究により、研究実施官庁（文部科学省）の責任と実施官庁（文部科学省以外の省庁と地方公共団体）の責任のすみ分けの考え方が整理できたと考えている。

そして、こうした高齢福祉に関する公共技術の現場で発生している実態は、その他の多くの分野の公共技術の研究実施にも参考となるものと考えている。